

1 趣旨(1/2)

- 地方分権改革は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するため、住民に身近な行政は、住民に身近な地方公共団体が自主的かつ総合的に担い、地域の諸課題に対応できるようにする改革である。これまで、国と地方との関係を、上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換するとの理念を掲げ、機関委任事務制度の廃止や義務付け・枠付けの見直しなど数多くの具体の取組を行ってきた。さらに、平成26年からは、それまでの成果を基盤として、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを目指し、地方の発意に根差し、住民に身近な課題を現場の知恵と工夫で一つ一つ具体的に解決するための「提案募集方式」を導入しており、本方式による取組は地方側からも評価されている。これにより、地方の自主性・自立性が高まり、個性を活かした自立した地方の実現や住民サービスの向上に相応の成果を挙げてきていると考えられる。
- わが国では、2008年に始まった人口減少が今後加速度的に進んでいき、その様態は地域によって大きく異なるものと考えられる。また、地方部において人口減少が急速に進んでいる一方で、東京への一極集中は歯止めがかかっていない。人口減少や家族形態、人々の意識の変化等により、地域社会を支えてきたコミュニティの活力の低下も見られるところである。
- また、このような人口構造の変化だけではなく、Society5.0の到来など、新技術の進展、人々の働き方や生き方の変化・多様化が進んでいる。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

1 趣旨(2/2)

- これらの変化により、現在までに形成されてきた行政サービスの内容や提供方法は制度疲労により立ち行かなくなるなど、これまでになかった課題が顕在化することが見込まれる。
- そして、このような変化・課題の現れ方は、地域ごとに大きく異なることが予想される。
- そのような中であっても、将来にわたり、生活を支える行政サービスを持続的に提供していくことが求められるところである。行政サービスの持続可能性を保つには、住民に身近で、地域課題に総合的に対応する地方公共団体の役割はますます重要となる。地方公共団体は、それぞれの置かれている状況を踏まえ、新たな発想も取り入れながら地域の実情に応じた解決策を実行していく必要がある。
- 地方分権は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤となるものであり、地方公共団体がこのような変化・課題に対応するため、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、地方公共団体の自由度を高める地方分権改革を一層推進する必要がある。あわせて、新技術等を活用しながら効率的に行政サービスを提供することも求められる。
- こうしたことから、引き続き「提案募集方式」による地方分権改革を推進するとともに、これまでの分権提案の蓄積を振り返り、その成果・課題を整理し、取りまとめ、その取りまとめた結果及び地方公共団体を取り巻く情勢を踏まえ、今後の地方分権改革を進めるに当たっての「視点」を整理し、今後の地方分権改革に反映させることとする。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

2 提案募集方式の成果等※

（１）分野別の成果（1/6）

※平成26年から平成30年までの5カ年の成果等

【医療分野】

医療分野においては、医薬品等に関し国から都道府県への権限移譲が進むとともに、専門人材確保の困難等を背景に、医師の常勤要件等の明確化が図られた。

（主なもの）

- ① 承認基準のある医薬品製造販売の承認権限や麻薬小売業者間での医療用麻薬の譲渡に関する許可権限が都道府県へ移譲された。
- ② 専門人材確保の困難等を背景に、へき地診療所における管理者の常勤要件やへき地における薬局の管理薬剤師の兼業許可要件が明確化された。

【福祉分野】

福祉分野においては、施設の設置・運営基準が多く設けられているが、地域の実情に応じ、基準の見直しや運用上の改善が多くなされた。中核市への権限移譲が進むとともに、施設の合築、共用化に資する措置が講じられた。

（主なもの）

- ① 幼保連携型以外の認定こども園の認定事務等が都道府県から指定都市及び中核市へ、介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限が都道府県から中核市へ移譲されるなど、中核市への権限移譲が進んだ。
- ② 全国知事会、全国市長会及び全国町村会をはじめ、多くの地方団体から見直しの提案がなされた放課後児童クラブの職員配置及び資格に関する「従うべき基準」が参酌基準化された。その他、認可保育所、病児保育事業、児童養護施設の職員配置及び資格基準（従うべき基準又は補助要件）等について、一定の条件のもと、柔軟化が図られた。
- ③ 放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業の対象人数の下限（補助要件）が引き下げられるなど、地域の実情に応じた小規模な事業についても対象とされた。
- ④ 特別養護老人ホームと障害者向けグループホームの合築可能な場合の明確化や指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化が図られた。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（１）分野別の成果（２／６）

【教育・文化分野】

文化財保護や公立社会教育施設の所管を地方公共団体の判断により選択することが可能となった。オンデマンド教材の活用などICTの進展に対応した措置も講じられた。

（主なもの）

- ① 文化財保護に関する事務や公立社会教育施設の所管について、一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により教育委員会から首長部局に移管することが可能となった。
- ② 指定都市による特別支援学校の設置について都道府県の認可制度が廃止され、事前届出となった。
- ③ 高等学校におけるオンデマンド教材を活用した授業の実施要件が明確化された。

【環境分野】

国の関与が縮小され、地方公共団体の自由度の拡大や迅速な処理につながった。

（主なもの）

- ① 水質汚濁防止法に基づく総量削減計画を都道府県知事が策定する場合の環境大臣への協議に係る同意が廃止された。
- ② 国定公園内の特別地域における一定の行為に対し都道府県知事が許可を行う場合の環境大臣への協議について廃止された。

【衛生分野】

人口減少に伴う水の需要の減少、インフラに対する負担の増大等を背景に、水道事業に関する見直しが行われた。空家の有効活用や都市農村交流の促進等の観点から、旅館業法の適用外となる場合の明確化等が図られた。

（主なもの）

- ① 都道府県内で水利調整が完結する水道事業等の認可・監督権限が、業務の監視体制を十分に整える都道府県に対し、手挙げ方式で移譲された。
- ② 水道事業の給水区域を縮小する場合の手續及び許可基準が明確化された。
- ③ 地方における空き家対策、都市農村交流に資するため、空家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化等が図られた。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（１）分野別の成果（３／６）

【雇用・労働分野】

長年の課題であったハローワークの地方移管については、ハローワーク特区での実証等を経て、「地方版ハローワーク」の創設等が行われた。これにより地方公共団体の施策と一体となった就労支援が可能になった。

（主なもの）

- ① 「地方版ハローワーク」として、地方公共団体が民間事業者とは異なる公的な立場で無料職業紹介を実施することを可能とし、民間事業者と同列に課されている規制や監督を廃止。国のハローワークの求人・求職情報のオンライン提供を受けることが可能となるほか、地方公共団体と国との連携を強化する枠組みが構築された。

【産業振興分野】

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限が都道府県に、火薬類取締り、高圧ガス保安に係る事務・権限が指定都市に移譲された。工場立地法の緑地面積率等に係る条例の制定等の権限が町村に移譲された。

地域の実情に即した産業振興施策を実施する観点から、国が行う地域産業振興に係る計画の認定、補助金の交付等について、都道府県の関与が強化されるような取組がなされた。

（主なもの）

- ① 都道府県内で水利調整が完結する水道事業等の認可・監督権限が、業務の監視体制を十分に整える都道府県に対し、手挙げ方式で移譲された。
- ② 水道事業の給水区域を縮小する場合の手續及び許可基準が明確化された。
- ③ 地方における空家対策、都市農村交流に資するため、空家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化等が図られた。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（１）分野別の成果（４／６）

【消防・防災・安全分野】

大規模災害発生時の広域応援体制の充実や住家被害認定の迅速化等の災害対応の見直しが実現した。また、地域の実情を踏まえた災害援護資金の運用を可能とするとともに、地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和が行われた。

（主なもの）

- ① 被災都道府県から応援要請のあった都道府県と区域内市町村が一体となって被災市町村への支援を行うことの明確化や住家の被害認定調査について航空写真等の活用等による効率化・迅速化が図られた。
- ② 災害援護資金について、市町村の判断により、貸付利率の引下げ、月賦償還、保証人不要の措置を講じることが可能となった。
- ③ 救急隊の編成について、過疎地域等において救急自動車１台並びに救急隊員２人以上及び准救急隊員１人以上をもって編成することが可能となった。

【運輸・交通分野】

コミュニティバスの導入及び運行に当たり、地域の実情に応じた対応を可能とするための見直しが行われた。また、人口減少等を背景に、過疎地域等において乗用タクシーによる貨客混載を可能とする規制緩和が行われた。

（主なもの）

- ① 地域公共交通会議等の運用改善やコミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化等が図られるとともに、鉄道事業者・バス事業者の事業報告書等の情報を希望する地方公共団体に提供する仕組みも構築された。
- ② 貨客混載の関係では、乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とする見直しや、自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手続の見直しが行われた。
- ③ 観光分野では、地方公共団体が実施する研修を修了すれば、当該地方公共団体が設定する区域において、通訳ガイドの資格を付与する特例制度が創設された。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（１）分野別の成果（５／６）

【土木・建築分野】

高齢化の進行や建物の老朽化等を背景に、公営住宅について、地域の実情に応じた対応を可能とするための見直しが行われた。また、施設の有効活用の促進等の観点から、諸制度の見直しが図られた。

（主なもの）

- ① 公営住宅を集約化する場合の現地に近接する土地への建替えを公営住宅建替事業の対象とする見直しのほか、公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準を条例で定めることを可能とする見直し等が行われた。
- ② 既存の住宅を寄宿舍に活用する場合、一定の要件（規模、追加の安全措置等）を満たした場合に寄宿舍の階段基準を緩和する見直し等が行われた。
- ③ 立体道路制度については、道路の上空又は路面下において 建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、都市再生緊急整備地域の指定を受けていない地域の一般道路においても活用が可能となった。

【農業・農地分野】

2次分権改革の残された課題であった農地転用に係る事務・権限について、都道府県等に移譲されるなど、手続きの迅速化等が図られた。

（主なもの）

- ① 2 ha超 4 ha以下の農地転用に係る事務・権限については国への協議を廃止した上で、4 ha超の農地転用に係る事務・権限については国への協議を付した上で都道府県に移譲された。併せて農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の事務・権限が移譲された。
- ② 農地中間管理機構による農地の借入と受け手への転貸を市町村の農用地利用集積計画の策定のみで一括して行うことができる仕組みの構築や農用地利用配分計画の縦覧の廃止等が行われた。
- ③ 農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和や、農業共済組合連合会がない都道府県における都道府県農業共済保険審査会の必置義務の見直しが行われた。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（１）分野別の成果（６／６）

【土地利用分野（農地を除く）】

人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、より地域の実態に即した施設整備が可能となるよう、都市公園や開発許可に係る公園等の確保に関する制度の見直し等が行われた。

また、一定の条件の下で保安林の解除の協議に係る同意の廃止、地域森林計画に係る国の関与の縮小等が行われた。

（主なもの）

- ① 全国一律に政令で定めていた都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合の上限（５０％）について、「参酌すべき基準」とされた。
また、都市公園内に児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能なことや、公園管理者である地方公共団体が、都市公園の廃止が存続する場合と比較し公益上重要であると客観性を確保しつつ慎重に判断した場合、廃止できることの明確化が図られた。
- ① 開発許可に関し公園等の設置を義務付ける下限面積に係る基準について、０．３ha以上の一定の範囲において条例で定めることが可能とされた。
- ② 町村の都市計画決定に係る都道府県の同意について廃止の結論が得られた。
- ③ 保安林の解除に関し、一定の条件の下で協議に係る同意が廃止された。また、地域森林計画の一定の事項の変更等 に係る農林水産大臣への協議を廃止し届出とする見直しが行われた。

【その他】

（主なもの）

- ① マイナンバーによる情報連携の対象を追加することを求める提案が実現し、申請者の負担軽減や利便性の向上に資するとともに、行政事務の効率化が図られた。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（２）分野横断的な成果（１／２）

【権限移譲】

- 既に実施している事務・事業の対象範囲の拡大や、類似の事務・事業を既に行っており、一体的な事務・事業の実施のため移譲されたものが多い。
- 国から都道府県等への移譲については、手挙げ方式が活用された。
（農地転用許可の権限の市町村への移譲、水道事業の認可・監督権限の都道府県への移譲）
なお、「地方版ハローワーク」も各地方公共団体の判断で実施可能とされた。
- 都道府県から市町村への移譲については、指定都市への移譲のほか、既に指定都市に移譲されているものを中核市に拡大するものも多く、既に市に移譲されているものを町村に拡大するものもあった。

【規制緩和】

- 地域の実情に応じた対応を可能とするため、福祉における様々な分野で「従うべき基準」等に関する見直しがなされた。
その際、参酌基準化されたものもあるが（放課後児童クラブ）、多くは実態に対応するため基準の内容を改正することにより対応がなされた。
- 福祉分野以外でも、全国一律に政令で定めていた都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合の上限は「参酌基準」とされ、条例に委任された。
- 国又は都道府県の同意・協議を不要とする等の関与の縮小は、事務処理の迅速化や自主的判断の拡大等の観点から行われた。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（２）分野横断的な成果（２／２）

【業務効率化】

- 申請方法、申請書類や添付書類の見直し、調査における項目や実施方法の見直し等、行政事務の効率化・迅速化に資する提案も多く出され、実現した。
その結果、住民負担の軽減につながるものもあった。
- 加えて、以下のような提案も複数の分野で出され、実現した。
 - ・ 都道府県經由事務の廃止
(食品の特別用途表示の許可申請、市町村が競輪開催する際の届出、二以上の都道府県の区域にわたる建設業の許可申請、不動産鑑定士試験の受験申込 等)
 - ・ マイナンバーによる情報連携
(特定優良賃貸住宅の管理に関する事務の追加、特別支援学校への就学のための経費支弁事務における項目追加)
 - ・ 公金の徴収・収納方法の見直し等
(学校給食費のコンビニ収納や公金納付の電子マネーの活用、過誤払い調整手続きにおける新旧医療保険者間の手続きの簡素化 等)

【補助金に関する見直し】

- 補助金については、地域の実情に応じた補助要件の緩和、事務手続きの見直し（必要書類や記載事項の簡素化等）、早期交付の実施等の見直しが行われた。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（3）提案の傾向

【人材不足（サービスの担い手不足）等】

- 福祉・医療分野を中心に、全国一律に定められた「従うべき基準」により地域の実情に応じたサービス提供が困難であることを背景に、「従うべき基準」等の要件の緩和を求めるものが多く見られた。

（福祉施設の人員配置基準の緩和、地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和、へき地の診療所の管理者の常勤要件の明確化、薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の明確化 等）

特に放課後児童クラブの「従うべき基準」については、多くの団体からそれぞれの地域の実情に応じた多様な提案が見られた。

- 地域交通については、人口減少や人手不足等を背景に、従来から課題であった旅客に加え、貨物運送に関してもその確保についての提案も見られた。

【ストックの集約化・有効活用等】

- 人口減少等を見据えたインフラの維持管理・更新の効率化及びストックの有効活用の観点からの提案が多く見られた。

（都市公園廃止基準の明確化、都市公園における施設設置の柔軟化、水道事業の給水区域縮小に係る許可基準の明確化、公営住宅の非現地建替（集約化）、空家の有効活用（旅館業法）、既存の住宅の寄宿舍への活用（建築基準法における階段基準の見直し）、公営法に基づく先買い土地で遊休化した土地の有効活用の促進、所有者不明土地の利用の円滑化 等）

- 地方公共団体のこれらの取組の前提となる制度に関する提案も見られた。

（森林所有者に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大等）

【ICT技術等新技術の展開への対応】

- マイナンバーによる情報連携に関する提案は多く見られるとともに、電子マネーの活用、オンデマンド授業、ドローン等の新技術の活用（橋梁の点検等）・安全な利用の確保など、ICT技術等の活用に関する提案も見られた。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（４）課題

（１）～（３）のとおり、「提案募集方式」の成果が挙がってきている。一方、本方式に関しては、以下のような課題が考えられる。

- 「提案募集方式」の充実のための取組として、提案のすそ野の拡大、提案の熟度の向上及び提案の迅速な実現のための取組等について推進していく必要がある。
- 住民自治の観点から、住民を巻き込んだ形での提案をより推進するとともに、成果を住民へ還元するための取組等について推進していく必要がある。
- 「提案募集方式」においては、具体的な支障に基づく提案に一つ一つ対応しているところであるが、一方で、提案と同趣旨の課題がある類似の制度や関連する制度等についても併せて検討を行うことも必要ではないかとの指摘がなされている。
現行の「提案募集方式」を補完するものとして、こうした観点からも検討を行う必要がある。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

3 地方分権改革を進めるに当たっての「視点」(1/2)

これまでの地方分権改革により、広く各行政分野にわたり制度改正や運用改善が行われてきたところであるが、「2. 提案募集方式の成果等」でも記載のとおり、地方からの提案等が多く、いまだ課題が多いと考えられる事項もある。また、人口構造の変化などにより、今後、これまでになかった課題が顕在化することが見込まれており、これらの課題に対応していくためには、二つの点が重要であると考えられる。

- 一つは、地域の実情に応じた持続可能な行政サービスの提供が可能となるよう、行政サービスの提供方法の柔軟化を図っていくことである。例えば、国が定める全国一律の基準を見直すことや限られた経営資源や知見等を共有して課題に対応するために多様な主体と連携すること、新技術を行政サービスの提供に活用していくことなどである。
- もう一つは、これまでも事務負担や住民負担の軽減等の観点からの提案が多く寄せられているが、今後多様化する課題に対し、地方公共団体は限られた職員で対応しなければならないことから、より一層業務の効率化を図ることである。本来、地方公共団体において提供すべき行政サービスに支障を来さないよう、新技術による効率的な業務プロセスの実現や不要な事務負担や住民負担を一層削減していく必要がある。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

3 地方分権改革を進めるに当たっての「視点」(2/2)

- これらを踏まえた上で、次頁以降のような従前から提案が多い事項及び今後重要な観点となり得るものに留意し、各行政分野における取組及び分野横断的な取組を進めていくことが必要である。
- この際には、地域の実情に応じた対応ができるよう、「補完性・近接性」の原理によることを基本としながら、上記の視点に照らした取組が効果的なものとなるよう、市町村への支援や補完等を行う国や都道府県の役割の在り方についても検討することが必要である。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（１）従前から提案が多い事項（１／３）

- 国が設定する「従うべき基準」は、義務付け・枠付けの一つであり、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものである。

「従うべき基準」については、これまで、福祉分野を中心に、社会情勢の変化や地域の実情に対応できないものとして、地方六団体をはじめ、見直しに関する多くの提案が地方から寄せられてきている。また、全国知事会の地方分権推進特別委員会の下に設置された「地方分権改革の推進に向けた研究会」においても、中心的なテーマとして取り上げられており、今後も多くの提案が見込まれる。

「従うべき基準」により、施設等の面積要件や人口減少による有資格者の人員不足など、基準を満たせず、地域によってはサービス提供自体が困難なことがある。

今後の人口減少が進む中で、それぞれの地域が置かれる状況や課題は多様である。地方公共団体が持続可能な行政サービスの提供を行うためには、地域の実情に応じて自らの判断により創意工夫を行いながら地域住民のニーズに応じたサービス提供ができるよう、「従うべき基準」は、真に必要なものに限るべきであり、地方の実情に即した対応ができるよう参酌基準化や実態にあった見直しを行っていく必要がある。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（１）従前から提案が多い事項（２／３）

- 国が新たな法令等の制定により、地方に新たな計画策定を義務付けることが地方公共団体の負担になっているとの指摘もある。地方公共団体に対する新たな義務付け・枠付けは、地方分権改革推進委員会の累次の勧告等に基づき、必要最小限とするとの考えのもと、関係府省において検討するとともに、今後も、内閣府等において、法令協議等を通じたチェックを行うべきである。そのため、各府省は、地方自治法に規定する事前情報提供制度を適切に活用すべきである。また、計画策定にあたっては、計画に求められる内容が盛り込まれていれば、地方公共団体が策定する一つの計画で法令上の複数の計画を兼ねることも可能であり、例えば、既存の総合計画等の活用や一部変更により対応することも考えられる。なお、各府省においては、計画策定が努力義務とされているものについては、その策定が地方の判断に委ねられていることを十分踏まえた対応が必要である。
- 国からの調査・照会業務により、地方公共団体における行政サービスの提供に支障が生じているとの指摘もある。これまでの提案募集においても、関連・類似の調査・照会業務の整理に関する提案があったところであり、各府省においては、必要性等を吟味しながら、調査・照会の重複の排除や廃止・統合、簡略化、悉皆ではなく抽出による実施など、調査・照会を最小限とし、地方公共団体の負担軽減を図るべきである。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（１）従前から提案が多い事項（３／３）

- 補助金については、これまで、地域の実情に合わないような補助要件や地方公共団体に過度な事務を負わせているものに関する提案が寄せられており、地方からの改善のニーズが強い。

骨太方針2019においても、補助金の自由度の拡大が記載されるなど、政府として取り組むべき課題とされている。新経済・財政再生計画改革工程表2019（令和元年12月19日経済財政諮問会議）においても、提案募集について、補助金の要件の緩和、手続の簡素化に係る提案について調整を実施する旨が記載されている。

補助要件に関しては、地方公共団体が、地域の実情を踏まえながら、創意工夫を活かし、事業を実施できるようにすることが適当である。また、地方公共団体や事業者の負担軽減や効果的な事業遂行の観点から、事務手続の簡素化（必要書類や記載事項の簡略化等）、早期交付等に努めることも重要である。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（2）今後重要な観点となり得るもの（1/5）

①ネットワーク化（連携）

今後、経営資源が縮小し、課題が多様化してくる中、持続可能な行政サービスの供給体制を構築していくため、個々の地方公共団体を超えた連携、サービスの提供体制を構築することが必要である。それにより、経営資源や知見の共有、役割分担が可能となり、全ての地方公共団体が全ての問題に対応できる設備や人材をそろえる必要がなくなることとなる。

ネットワーク化には、行政間での連携と、行政以外の多様な主体との連携がある。行政間での連携は、これまで国が整備してきた地方公共団体の事務の共同処理制度による地域における地方公共団体間での連携のほか、国、都道府県、市町村間での連携も想定される。

国、都道府県、市町村間での連携は、これまでの国、地方の役割分担を基本としつつも、課題に対して対応できる主体が柔軟に対応する必要がある。

また、地方公共団体や企業、NPO、コミュニティ等の公共私 of セクターの多様な主体が連携し、ネットワーク型社会を構築することも重要である。

国は、これらの連携に関する各種制度設計等を行う際には、長期的な視点を持って、地域ごとに異なる変化・課題を考慮しながら、創意工夫を発揮しやすく、多様な主体との連携・協力を行いやすいものとする必要があり、地方公共団体は、地域の置かれている状況を踏まえながら、連携・協力に取り組んでいく必要がある。

市町村が地域においてネットワーク化（連携）に取り組むに当たり、必要に応じて国や都道府県による制度改正や支援等が期待される。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（2）今後重要な観点となり得るもの（2/5）

②新技術への対応

新技術への対応は、大別すると、行政サービスの提供内容や手法に関する活用と、行政手続きや行政内部の事務作業等の手続きに関する活用の二つの面がある。

前者は、例えば、ICTを活用した遠隔授業や遠隔医療、自動運転を活用した公共交通サービス、ドローンやロボットを活用した橋梁等点検等であり、人的・地理的制約の解消やサービス内容の質の向上にもつながる。新技術の活用を図る上で、技術進展に追い付いていない制度的制約の解消が課題となる。

後者は行政手続きのオンライン化やAI・RPA等の活用による業務改善等を行うものであり、住民の利便性向上や手続きの迅速化・効率化の観点から推進すべきであり、国の制度により、地方公共団体のオンライン化等に制約があるならば、必要に応じて制度を見直すべきである。

政府では、デジタル・ガバメント推進方針や実行計画を定めるなど、積極的にデジタル・ガバメントを推進しており、骨太方針2019においても地方公共団体のデジタル・ガバメントの実現を目指している。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（2）今後重要な観点となり得るもの（3/5）

③標準化

これまで個々の地方公共団体がそれぞれサービス提供をしてきたが、そのプロセスではICTによる技術進歩によりICTが多く活用されるようになってきているとともに、クラウド化などの技術の進捗も見られるところである。

これまでは、情報システム構築等も含め、個々の団体がサービス提供同様それぞれ行ってきたが、今後は、情報システムや業務プロセスなどを標準化して、効率化を図る必要がある。これにより、限られた資源（人材、財源等）を真に必要な分野に投入することができるようになるほか、他の地方公共団体との連携も図りやすくなり、住民や民間事業者等の利便性の向上も期待される。

なお、「標準化」は、情報システムや情報システムを設定する前提となる業務プロセスの合理化・効率化を図るものであり、行政サービスの水準等のサービス内容や民間を規制する際の基準の内容は、地方公共団体の独自性が発揮できるよう、留意すべきである。

また、標準化に当たっては、地方公共団体全体に関わるものであり、国が進めるデジタル・ガバメントの一環であることから、地方公共団体と連携しながら、国も一定の役割を果たすべきである。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（2）今後重要な観点となり得るもの（4/5）

④ストック等の適正化等

人口減少社会において、財政的な制約もある中、インフラの老朽化に対応した更新等に当たっては、地域の実情に応じて、長寿命化や集約化・複合化、広域化等の連携・相互補完を図りながら、効率的・効果的に行う必要がある。また、地域の実情に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組などを、地域が主体的に検討していくことが必要である。

人口減少により、空地・空家が増加してきており、それらへの対応も必要となってきた。

既存のストック等は、人口増加を背景とした制度の下で作られたものが含まれており、現在の人口減少局面において対応する制約となっている制度がある可能性がある。

地方公共団体が地域の実情に応じてストック等の適正化等への対応を行う際の支障とならないよう、また、より効果的にこうした対応ができるよう、地方公共団体の創意工夫が発揮できるような形で必要な制度的見直しを行う必要がある。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

（2）今後重要な観点となり得るもの（5/5）

⑤住民参加

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により問題解決を図るための基盤となるものであり、地方公共団体の自由度を拡充する「団体自治」の拡充のみならず、「住民自治」の機運を高め、「住民自治」の拡充を図ることが重要である。

今後、行政サービスの提供を持続的に可能とするには、各地域の置かれた状況に応じて、柔軟に対応する必要があり、住民と情報共有しながら、地域の現状を認識し、将来のあり方を考え、どのようにサービス提供を維持していくのかをともに考えていくことが必要である。そのため、住民の代表機関である地方議会の役割がますます重要となるとともに、住民の政策形成過程への参画を一層推進する必要がある。

行政サービスの提供も、行政だけではなく、地域の実情に応じ、公共私が多様な主体が連携・協働して役割分担をしながら、行っていく必要があり、住民は単なる行政サービスの受益者にとどまることなく、地方公共団体の政策形成に参画し、協働する主体であることを引き続き期待される。そのためには、地域運営組織等のコミュニティ活動の活性化も重要である。

今後の改革の推進に当たっても、住民自らが主体的に要望や意見を示す姿勢が望まれており、そのことが地方公共団体の提案の基礎となり、その提案が制度改革等に結び付くことにより、さらに豊かな住民生活につながっていくという好循環が生み出されることを期待される。

地方分権改革の今後の方向性について（案）

4 今後の進め方

- 検討した「視点」を今後の地方分権改革に反映する。
- 提案募集については、従前どおりの提案募集は引き続き行いながら、類似する制度改革等を一括して検討するため、重点的に募集するテーマを設定する。